

# 平成29年3月 教育委員会定例会会議録

○日 時 平成29年2月24日（金）13：30～15：10

○場 所 市役所有明庁舎 1階相談室

○出席委員の氏名

委 員 長 松 本 正 弘  
委員長職務代理者 本 多 直 行  
委 員 松 島 利 彦  
教 育 長 宮 原 照 彦

○欠席委員の氏名

委 員 森 み ず き

○委員以外の出席者の氏名

教 育 次 長 寺 田 集 施 教育総務課長 菅 幸 博  
学 校 教 育 課 長 堀 口 達 也 社会教育課長 松 本 恒 一  
ス ポ ー ツ 課 長 浅 田 寿 啓 書 記 倉 本 徹 也

○議事日程

- 第 1 開会
- 第 2 会期日程
- 第 3 議事録署名委員の指名について
- 第 4 教育長報告
- 第 5 議案上程

25号議案	島原市立小中学校の学校歯科医の解職・委嘱について	原案可決
26号議案	島原市立小中学校の学校歯科医の解職・委嘱について	原案可決
27号議案	平成29年度島原市立小中学校教職員人事異動の内申について（非公開）	原案可決

- 第 6 次回定例教育委員会の日程について
- 第 7 その他
  - (1) 報告事項

- ① 3月行事予定について

(2) その他

① 教職員及び児童生徒の事故等の報告（非公開）

第 8 閉会

【会議録】

<b>第 1 開会 (13:30)</b>	
松本委員長	ただいまから3月の定例教育委員会を開催いたします。
<b>第 2 会期日程</b>	
松本委員長	会期は、本日1日とすることよろしいでしょうか。（「はい」の声）
<b>第 3 議事録署名委員の指名について</b>	
松本委員長	議事録署名委員に、松島委員と私 松本を指名します、よろしくお願 いします。（「はい」の声）
<b>第 4 教育長報告</b>	
松本委員長	それでは、はじめに教育長報告をお願いします。
宮原教育長	先日臨時会がございましたので、特別にはありませんが、ひとつ気にな っていますのが、新年度に入りますと、ネット関係ですね、スマートフォン も含めまして、今の時代を象徴するところがありまして、とりわけネッ トを通じた「いじめ」に対しましては、我々ももっと強化し、教員につい ても、保護者についても、情報提供も含めて、新年度は、いろんなところ にPTA、その他にも呼びかけていかなければいけないのかなと思ってお ります。以上です
松本委員長	ありがとうございました。引き続き、各課の報告をお願いします。 教育総務課からお願いします。
菅 課 長	教育総務課の主な行事について、別紙「教育委員会定例会報告事項 （教育総務課）」の具体的内容を説明。
堀 口 課 長	学校教育課の主な行事について、別紙「教育委員会定例会報告事項 （学校教育課）」の具体的内容を説明。
松 本 課 長	社会教育課の主な行事について、別紙「教育委員会定例会報告事項

<p>浅田課長</p> <p>松本委員長</p> <p>松本委員長</p>	<p>(社会教育課)」の具体的内容を説明。</p> <p>スポーツ課の主な行事について、別紙「教育委員会定例会報告事項(スポーツ課)」の具体的内容を説明。</p> <p>教育長報告、各課の報告につきまして質疑はありませんか。</p> <p>(「なし」の声)</p> <p>無いようですので、議案の審議に移りたいと思います。</p>
<p><b>第 5 議案上程</b></p>	
<p>松本委員長</p> <p>堀口課長</p> <p>松本委員長</p> <p>松本委員長</p>	<p>審議に入ります前にて学校教育課長から提案があるということですのでお願いします。</p> <p>審議に入ります前に提案がございます。第27号議案「平成29年度島原市立小中学校教職員人事異動の内申」につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第38条の規定により、島原市立小中学校教職員の人事異動を長崎県教育委員会に内申するために提出するものであります。本議案が教職員の人事に関する案件でありますので、非公開による取扱いとしていただきますようお願いいたします。また本議案は、審議に時間を要することから、議事日程の「7. その他」が終了後、最後に審議していただきますようお願いいたします。</p> <p>事務局から提案がありましたように、第27号議案につきましては、教職員の人事に関する議案でありますので、非公開での取り扱いとしてよろしいか、また、議事日程の「7. その他」が終了後に審議することとしてよろしいか、お諮りいたします。</p> <p>(「異議なし」の声)</p> <p>ご異議ございませんので、第27号議案につきましては、会議規則第16条の規定により、本議案は非公開で審議することとし、審議につき</p>



松本委員長	<p>それでは、第26号議案について、提案理由の説明をお願いいたします。</p>
堀口課長	<p>議案集の5ページをお願いします。第26号議案 島原市立小中学校の学校歯科医の解嘱及び委嘱についてご説明します。大三東小学校の学校歯科医についてですが、本人様より平成29年3月31日での辞任届が提出されたため、委嘱を解こうとするものであります。また、その辞任に伴い学校保健安全法第23条により、次の者を平成29年4月1日から委嘱しようとするものであります。松井先生につきましては、健康上の理由で、一旦自己都合での退職を申し出られましたが、その後また元のように戻っていただくための手続きでございます。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。</p>
松本委員長	<p>説明が終わりましたが、何か質疑はございませんか。</p> <p>(「なし」の声)</p>
松本委員長	<p>無いようでしたら、第26号議案は原案のとおり議決してよろしいでしょうか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p>
松本委員長	<p>それでは、第26号議案は原案のとおり議決いたします。</p>
<p><b>第 6 次回定例教育委員会の日程について</b></p>	
松本委員長	<p>次に、次回の定例教育委員会の日程について事務局から提案をお願いします。</p> <p><b>【提案・検討】</b></p>
松本委員長	<p>次回4月の定例教育委員会を4月1日(土)13時30分から、森岳公民館 201号室において行います。</p>

## 第 7 その他

松本委員長	次に、その他に入ります。まずは、「その他」の（１）報告事項「① 3月行事予定について」、各課から報告をお願いします。
菅 課 長	教育総務課行事予定について、別紙、行事予定表にて説明。
堀 口 課 長	学校教育課行事予定について、別紙、行事予定表にて説明。
松 本 課 長	社会教育課行事予定について、別紙、行事予定表にて説明。
浅 田 課 長	スポーツ課行事予定について、別紙、行事予定表にて説明。
松本委員長	ただ今の報告につきまして、質疑はありませんか。  （「なし」の声）
松本委員長	次に、「その他」の（２）その他のことで何かありませんか。
菅 課 長	教育委員会が所管する基金について、別紙「資料1」により説明。 市長の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部改正について、別紙「資料2」により説明。
松本委員長	ただ今の報告につきまして、質疑はありませんか。
本 多 委 員	事前に配布していただいたので、目を通させていただいたんですが、非常に変則的な条例になっていて、私もなかなか分からなかったですけど、端的にいうと、20年度から28年度までの間に今現有の基金に、教育委員会関係でいうと、教育文化振興基金、スポーツ振興基金のこれらにふるさと寄付金から頂いたものを積み立てていると、その分を全部取り崩して、ふるさとしまばら応援基金の方に全部持って行きましょと、持って行ってその分から、規則にメニュー化されている、それで使いましょという話ですよ。今の現有の基金の規定の中には処分規程

<p>菅 課 長</p>	<p>がないものもあれば、明確にこれしか使えないというのがありますので、その分を弾力的に使えるようなかたちで、規則に沿って使って行きましょうという解釈でよろしいんですか。</p>
<p>本 多 委 員</p>	<p>本多委員さんのおっしゃるとおりでございます。</p>
<p>菅 課 長</p>	<p>そうすると具体的にいうと、1ページの4条の一番下のところに、いわゆる基金の活用、ふるさとしまばら応援基金の活用の規定があるわけですが、「この場合において、あらかじめ寄付者が使途を指定して積み立てられた金額の範囲内において、実施する」となっているんですが、これは使途指定したものをそういうふうにするというわけですか。使うことができるということですか。どう解釈をすればいいんですか。</p> <p>私たちもこの話は後で聞いて、例規審査委員会にも出席していないもので、この条例の中身の詳細については分かりませんが、ただおっしゃるように従来は、添付してありますふるさとしまばら応援基金条例施行規則の3条にありますメニューと同様の内容を寄付者が選んで寄附をするということで、その趣旨にのっとった基金に振り分けられていたんですが、今回規則には活用について謳われていますが、基金自体が1本化されてしまうので、果たしてメニューごとにできるのかというのが一番不安なんです。というのが従来教育文化振興基金を活用しまして、新年度の29年度の中でも学力向上対策やあるいは学校のITC推進事業、そういった各種事業に2,000万円ほど教育文化振興基金を取り崩して活用しようとしているんですけど、こういった活用がうちの所管から外れるものですから、非常に厳しくなるなど、もっと言うと新たな奨学金を今度作りまして、当然償還免除でこれは目減りをするのが確実なんですけども、私たちとしましては、そのふるさと納税の分も教育文化振興基金に積んでいただいていたものですから、その辺もある意味あてにしていたところもあるんですが、そういった奨学金の財源としても使えるのか、目的自体がですね、ふるさとしまばら応援基金の場合、従来の基金よりも明確になっていけませんので、その使途については不安を持っています。</p>

<p>本多委員</p>	<p>とりわけスポーツ振興基金の有馬スポーツ賞は、果実運用で実施しているんですよね、こういったふるさと納税があれば、ある程度余裕をもって出来る部分があると思うんですけど、ふるさとしまばら応援基金の場合は市長部局に総括されて運用されるので、教育委員会がタッチできなくなるということと、それから取り崩しは、今積み立てている基金の取り崩しは教育委員会の所管、だからどこが取り崩すのかというと教育委員会しかないわけですよね、ふるさと納税を積み立てるのは市長部局が積み立てるわけですよね、その辺の事務的な取り扱いにも関わってくるし、先程菅課長が言われたこの8つの項目に対して、するとした時に今まで教育の基金であったものをどこに振り分けられるのか、分からないし、それとまた寄付者側からも分かりづらいというのがあるんで、私も条例を見て変則的な初めて見た条例だなと、理解するのに非常に苦しみました。実際の運用について私の意見としては疑問を持ちました。</p>
<p>寺田次長</p>	<p>私達も正直内容については、ほとんど把握していないところで、政策企画課で作った条例で、ふるさと納税で入ったものを各課がもっている基金にそのまま積み立てていたんですけど、それを1本化するということで、今まで入れた分を全部吸い上げて、吸い上げた後にどういった活用するのか、全く見えないんです。</p>
<p>本多委員</p>	<p>そうですか。内容は分かりました。</p> <p>あと確認ですけど、教育文化振興基金とスポーツ振興基金の20年度から27年度までの約1億円と28年度の3つの合計約9700千万円の両方になるんですね。</p>
<p>菅課長</p>	<p>はい、そうです。</p>
<p>本多委員</p>	<p>合計すると約2億円になるんですね。これが教育委員会の基金から吸い上げられるということになるんですね。</p> <p>本来教育委員会の所管の基金にあったものを、はっきり言うと取り崩して別のものに使ってもこれでいうと可能なわけですよね、</p>

菅 課 長	本来であれば、基金条例に基づかないと取り崩しができないのですが、附則の方で、積み立てる場合は処分の特例が謳ってありますので、ここを拠りどころとして処分したいということです。
本 多 委 員	だから条例ではないわけですね、はっきりいうと、それぞれの条例の中で、さっきいったようなふるさとしまばら応援基金の方にもっていきますよと特例的に取り崩していいんですよと、貰った寄附金の範囲内でもってきますよということが出てきて、それがそれぞれの条例の附則の中に全部個別に入ってくるわけですね、何かおかしいですね。
菅 課 長	私も附則で新たにつくった条例に影響が出る部分を附則で謳うのはやぶさかでないんでしょうが、特例条例を作れば別でしょうけど、こういった部分まで附則で既存条例の改正まで出来るのかというのは疑問があります。
本 多 委 員	私も疑問があります。条例の作り方として普通だったら考えられませんか。
寺 田 次 長	私が使用料の関係で例規審査会に入った時に、その前の段階でこの条例が検討されていまして。その中で、附則で他の基金の分を取り崩して出来るのかという議論をちょうどされていまして。それで例規の方が出来るみたいですよ。
本 多 委 員	出来るのは出来るのですが、何というか、前段の分と後段の分が客観的に見て分かり難いし、これは遡及の手続きなので、片方は今から始まる、片方は遡及なので。
寺 田 次 長	ちょうど話をされていまして、教育文化振興基金とスポーツ振興基金の条例改正をしないといけないのかなという話はしました。そしたらこっちの方の条例までは改正しないで、この条例の附則で解決しようという話でした。

本多委員	<p>1本にしたというだけですね、出来ないことはないですが、何かおかしいですね、分かりました。</p> <p>もう1点よろしいでしょうか。資料2で「市長の権限に属する事務の補助執行に関する規則」で今回2つを改正案としてだされているんですが、奨学金については、この前条例を制定したので、これは分かるんですが、2番目の工事関連事務を契約とされているんですけども、工事関連事務の契約を意味しているのかなという気はしますが、いわゆる契約事務の中には、例えば財産の取得であるとか、貸付であるとか、物品の貸付であるとか、契約事務の中にはいろいろ入ってくるわけですよ、なので具体的にいうと、教育財産の取得でいうと教育委員会は出来ないわけですよ、市長部局で取得して、登記等をして移管換えをして教育委員会が管理するというかたちになるわけですよ、これを契約事務としていますと、全部教育委員会で出来るというふうになりなしないかという気がしたんですが、どうでしょうか</p>
菅課長	<p>この3号につきましては、予定はしていなかったのですが、行政班の方から、この際この部分もこうしたらどうかと、他市も参考にしながら、提案があったもんですから、今回契約事務と大きなくくりとなりました。</p>
本多委員	<p>確かに市町村によっては、契約事務というのが、工事の請負、製造業だけとらえて契約事務とされているのもあれば、用地取得から何から何まで全部契約事務の範疇にいれてるのもあるわけですよ、広義の意味では先程言ったような用地から何でも全部入るから、この辺がちょっと本来市長部局ですべきことまで入ってくるのかという気がしたので、工事の請負、製造業にかかる契約事務だと分かるんですが、気になったのでお聞きしました。</p>
菅課長	<p>行政班にも確認にしたいと思います。</p>
本多委員	<p>そうですね。調整をしていただければと思います。以上です。</p>

松本委員長	<p>他に、何かありませんか。</p> <p>(「なし」の声)</p>
松本委員長	<p>それでは、資料3の説明をお願いします。</p>
松本課長	<p>鉄砲町伝統的建造物群保存地区制度の導入について、別紙「資料3」により説明。</p>
松本委員長	<p>ただ今の報告につきまして、質疑はありませんか。</p> <p>(「なし」の声)</p>
松本委員長	<p>他に、何かありませんか。</p>
浅田課長	<p>有馬スポーツ賞の追加分の1団体について説明。</p>
松本委員長	<p>ただ今の報告につきまして、質疑はありませんか。</p> <p>(「なし」の声)</p>
松本委員長	<p>他に、何かありませんか。</p> <p>ここでしばらく休憩します。</p> <p>—休憩—</p>
	<p><b>第27号議案</b></p> <p><b>平成28年度島原市立小中学校教職員人事異動の内申について</b></p> <p>休憩前に引き続き再開します。</p> <p>それでは、第27号議案の審議に入ります。会議規則第16条の規定により、これより非公開で審議することといたします。関係者以外の退</p>

	<p>席を求めます。</p> <p><b>【非公開の審議】</b></p> <p><b>(第 27 号議案は原案を可決)</b></p> <p>非公開での審議を閉じて委員会を再開します。</p> <p>他に、何かありませんか。</p> <p>(「なし」の声)</p>
<p><b>第 8 閉会 (15 : 32)</b></p>	
<p>松本委員長</p>	<p>ないようでしたら、これで本日の3月定例教育委員会を閉会します。</p>